

ジャン＝ジャック・ルソーによる

「国際法」理論構築の試みとその挫折（一）

——啓蒙期国際法理論研究の手掛かりとして——

明石 欽司

序論 問題の所在…国家理論の国際関係・国際法への適用における問題点

第一章 国際法理論史研究におけるルソーの位置付け…「負の国際法意識」

第二章 ルソーの国家構成理論と国家間関係

(一) ルソーの「国家」構成理論の特色

(a) 国家の設立目的とその構成員

(b) ルソーの「主権」観念の特質

(二) 国家の規模を巡る問題と国際分業・相互依存の否定かも

たらず矛盾

(a) 国家の規模

(b) 経済体制・政策…国際分業・相互依存の否定

……………(以上本号)

第三章 ルソーの理論における「国際法」

(一) ルソーの「法」概念…「国際法」の排除

(二) 国家間関係の発生と「自然状態」

(三) 国家間関係における「自然法」

(a) 「自然法」の存否を巡る問題

(b) 国家間関係における自然法の存在可能性

(四) 「実定国際法」への直接的言及…国際法の存在は否定されるのか

……………(以上七七卷九号)

第四章 ルソーの理論における「欧州国際法」

(一) 「欧州」の特殊性

(二) 欧州諸国間のシステム…「勢力均衡」と「国家連合」

(a) *De lege lata*としての「勢力均衡」

(b) *De lege ferenda*としての「国家連合」

……………

第五章 ルソーの「戦争」及び「戦争法」観念…「国際法」と

- (一) して理解可能か
- (一) ルソーの「戦争」観念
- (二) ルソーの「戦争法」観念
- (三) 評価

..... (以上七七卷十号)

- 第六章 ルソーの論証方法と理論的問題点
- (一) ルソーの論証方法・方法論的矛盾
- (二) 理論的問題点・・・「一般意志」
- 結論「孤独な散步者」の近代国際法學上の地位

..... (以上七七卷十一号)

序論 問題の所在・国家理論の国際関係・国際法への適用における問題点

本稿は、欧州啓蒙期の思想家ジャン＝ジャック・ルソー (Jean-Jacques Rousseau: 1712-78) の著作中⁽¹⁾に現れる「国際法」の理論について論ずるものである。

社会科学に関する思想史や理論史の研究において、或る分野では高い評価を与えられ、重要な研究対象とされてきた思想家や学者が、他の分野においては殆ど無視されてしまうという現象は決して稀なことではない。我々が現在前提とする学問体系の在り方から時系列を遡及するという思考方法（これは勿論、記述自体が時系列を遡及するのではなく、我々が、例えば、国際法の歴史を描こうとする場合に、常に現在の国際法及びそれに含まれる諸々の概念を起点として、過去に存在した諸著作・現象の中に「国際法的なもの」を見出し、それを列挙・検討するという方法を指す。）は、或る分野・制度に関しての歴史的記述を行おうとする場合に不可避的なものである。しかし、そこには陥穽が存在する。即ち、現存する或る学問分野の中で重要な文献として扱われる著作が、本来それが有する内容的豊穡さと当該思想家（著者）の全思想体系から分離されてしまい、或る一面（当該学問分野における価値）だけが強調されることにより、他の分野の研究者から見逃されてしまいがちになるのである。

斯かる関係は偉大な政治哲学者と国際法思想史研究の間においても成立する。例えば、ホブズ (Th.

Hobbes) は、「国際法の否定者⁽²⁾」として国際法の歴史の中で殆ど論じられてこなかった⁽³⁾。そして、それと同様にルソーもまた国際法史の中では殆ど評価の対象とされてこなかったのである。しかし、この近代社会・政治思想史上の巨人が、社会科学の一分野として位置付けられ得る国際法学に対して全く関心を持たなかったとは考え難い⁽⁴⁾。

確かに、ルソーの主要著作において、当該著作の主題という観点からすれば、諸国家間の戦争、平和及び法という問題は必ずしも最重要課題として論じられているものとは思われない。しかし、これらの問題へのルソーによる言及の頻度はかなり高く、彼がこれらの問題にそれなりの関心を有していたことは十分に推察される⁽⁵⁾。

実際に、『社会契約論』第四部第九章（結論⁽⁶⁾）では「政治的権利の真の諸原理を提示し、その基礎の上に国家を基礎付けることに努力した後に、国家をその対外的諸関係によって支持することが残されている」とした上で、それに含まれる事項として「国際法」(le droit des gens)、「通商」(le commerce)、「戦争と征服の法」(le droit de la guerre et les conquêtes)、「公法」(le droit public)、「同盟」(les ligues)、「交渉」(les négociations)及び「条約」(les traités)等々が列挙されており、ルソーがこれらの事項を十分に意識していたことを窺わせる。また、『政治制度』(Les institutions politiques)という表題のもとで、後の『社会契約論』の内容と国家の対外的関係を総合して論ずるという構想をルソーが有していたこともしばしば指摘される事柄である⁽⁷⁾。

それでは、ルソーはこれらの事項について具体的には如何なる観念を抱いていたのであろうか。残念ながら彼はこの点について纏まった叙述を残すことのないままに他界している⁽⁸⁾。本来それは『政治制度』として残される筈であったが、その構想は途中で放棄され、『社会契約論』として国家構成理論の部分のみが公刊されるに止まっている⁽⁹⁾。そこで、本稿は、ルソーの「国際関係」及び「国際法」に関する観念について、彼の諸著作の中の関連記述をもとに、或る程度の体系的整理を試みる。そしてその上で、彼の理論が近代国際法理論の展開との関

連で如何なる意義を有したか(或いは有し得たか)を考察すると同時に、彼の理論に内在する問題点を探ることを目的としている。恐らくその問題点は、ルソーが『政治制度』構想を放棄したままとなった原因の一端を示すことになるであろう。⁽¹⁰⁾

勿論、或る思想家の諸著作を一体として扱い体系的整理を試みるという論述方法は、個別の著作が有するその執筆の実践的意図や出版の個別的背景を無視するものとして批判を受けることは充分予想される。⁽¹¹⁾ また、断片的記述に依拠して「国際法」を巡るルソーの認識を包括的に論じ尽くし得ると主張することはできない。しかし、「国際関係」及び「国際法」を巡る理論に関しては、既に述べたように、彼自身がそれらについての関心を長年にわたり有し、更には具体的な構想を温めていたと判断されるにも拘らず、遂にはその全体像を提示することなく終ってしまったものであり、斯かる条件の下で彼の構想を探るための方法の一つとして、本稿で採用される記述方法は是認されるであろう。しかも、それらの「断片」は決して少なくないのであり、試論として展開するための材料としては充分なものと思われるのである。

以下では、先ず、従来の国際法史研究がルソーに対して与えてきた国際法上の位置付けを確認し(第一章)、次にルソーの国際法理論を考察する際に必要とされると思われる若干の基礎的観念について論ずる(第二章)。その上で、ルソーの著作中に登場する「国際法」の観念(第三章)と彼の理論に含まれる「欧州国際法」の観念(第四章)、更には、「戦争法」(第五章)を巡る議論について考察し、最後に彼の方法論上の及び理論的な問題点(第六章)について検討を加えることとする。

第一章 国際法理論史研究におけるルソーの位置付け…「負の国際法意識」

一九世紀から二〇世紀初頭にかけての国際法研究者にとつて、ルソーはそれなりの研究対象であったと言える。まず、一九世紀中葉及びそれ以降においては、国際法史研究の分野で、例えば、Wheatonが、サン・ピエール師 (l'Abbé de St-Pierre) の永久平和論との関連の中でルソーの理論に触れ、四頁を費やして解説を加えている⁽¹²⁾。また、国際法概説書においても、ルソーに言及したものが若干存在し、その例として、英国のHallやLorimerの概説書が挙げられる⁽¹³⁾。特に、Hallは戦争法の一般原則の中でルソーが提起した問題を検討し、その後表題を変更して版を重ねた彼の概説書では一貫してこの問題を扱い続けている⁽¹⁴⁾。但し、この時期における国際法学研究の中で、ルソーが研究乃至記述の対象であると一般的に認められていたとまで断言することは困難である。例えば、前掲のWheatonの国際法史概説書と同時期に公刊され、とりわけ理論史について詳述しているKaltenbornの概説書⁽¹⁵⁾では、モンテスキューをはじめとする多くの思想家が紹介されているが、ルソーについての特別な言及は為されていない。また、KüblerやHefferの概説書⁽¹⁶⁾においても同様である⁽¹⁷⁾。

それに対して、一九世紀末から二〇世紀初頭にかけての時期には、国際法研究の枠組みの中でのルソー研究は盛んであったと言える。その例としては、国際法史研究の分野でNissがこの時期に残したルソーの著作における国際法的観念を巡る若干の論考が挙げられる⁽¹⁸⁾。また、国際法概説書においても、例えば、Westlakeは、一八九四年の著作の中で戦争法における個人の取扱いを巡る問題としてルソーの理論を検討し、世紀を超えた概説書においても依然としてルソーの理論に対する興味を維持している⁽¹⁹⁾。

しかし、これらの概説書以上に注目されるのは、専門的研究書の登場である。一八九九年には、Windenbergerがルソーの戦争観念及び国家連合構想に関する著作を公刊している⁽²⁰⁾。また、Lassudrie-Duchêneは一九〇

六年に『ジャン・ジャック・ルソーと国際法⁽²⁵⁾』と題する学位請求論文を提出している。この論文は、一七及び一八世紀の国際法思想の中でルソーの理論の位置付けを試みる前半部分と戦争法の歴史の中でルソーの役割を論ずる後半部分に概ね分けることができる。更に、ルソーのみを扱うのではないものの、重要な地位をルソーに与えて論ずるものとして、永久平和構想を巡る幾つかの著作がこの時期に公刊されている⁽²⁶⁾。

一九世紀末から二〇世紀初頭における以上のようなルソー研究の隆盛⁽²⁷⁾の原因は、当時の国際社会の状況にあると考えられる。即ち、一八九九年の第一回ハーグ平和会議に発し、一九二〇年の米国上院による国際連盟規約批准拒否によって挫かれることとなった永久平和確立への期待感が、これらの研究をもたらしたと解されるのである⁽²⁸⁾。

第二次大戦後の著作で注目すべきものとしては、Reibsteinの国際法思想史概説書が挙げられる。同書は、啓蒙期の国際法理論について多くの紙幅を割り当てており、その中でルソー（及びサン・ピエール師）の国際法に関連する理論を詳細に紹介している。ここでは、先ず永久平和論についての紹介が行われた後に、戦争法の諸問題（特に、後述の「奴隷権」）についても論じられている。また、この著作の特色を示していると思われる点が、ルソーの哲学的傾向にまで踏み込んだ解説が加えられていることである⁽²⁹⁾。

このReibsteinの著作を読む限り、ルソーを国際法の枠組みの中で論じようとする努力は第二次大戦後にも継続していたかのように思われる。しかし、この著作は例外的存在であると考えざるを得ない。例えば、現在最も標準的な国際法史概説書と思われるNussbaumの『国際法要史』では、本稿でも後述する戦争観念に関してルソーが戦争を国家対国家の関係であるとした点が、後世の国家実行及び理論に対して大きな影響を及ぼしていることが指摘されているのみであり⁽³⁰⁾、これが同書におけるルソーへの唯一の言及である。また、Greveは、その著書中の四箇所ルソーに言及している⁽³¹⁾。それらの言及は国境の観念、仲裁裁判及び戦争観念に関する議論の中

で登場するが、実質的な議論は戦争観念に関わる箇所だけである。Roelofsen もまた、永久平和論と戦争観念に関する記述の計二箇所（³²）でルソーについて触れるのみである。実は、同様のことが第二次大戦後の「例外」と思われた Reibstein にも妥当しており、多数の国際法研究者を動員して編まれた『国際法辞典』中で彼が担当した「国際法史」の項目におけるルソーの取扱いは、永久平和論（とそのための国家連合）及び戦争観念に関する簡単な紹介に止まっている。⁽³³⁾ 更に、『国際公法百科』における国際法史の項目や Truvoly Serra の国際法史概説書⁽³⁵⁾に至っては、永久平和論との関連でルソーへの若干の言及が為されただけであり、これら以外の国際法史概説書（例えば、Ziegler の『国際法史』⁽³⁶⁾）では、ルソーに触れる論述が全く見当たらないものも存在するのである。⁽³⁷⁾

以上のように、近年の国際法史概説書におけるルソーに関する記述は、戦争観念と永久平和論の二点に関わる論述の中で、極めて簡単に行われているに過ぎないか、全く存在していない。このような状況は、ルソーの国際法史上の評価が既に十分に試みられたとの判断に由来するものであるうか。それに対する解答は否定的であらざるを得ない。何故ならば、本稿における参考文献の多くからも理解されるように、国際法（史）学の「隣接分野」である国際政治学や国際関係論（更には、それらを巡る歴史の研究）の枠組みの中では、一貫してルソーの著作を巡る議論が展開されているにも拘わらず、それらの成果を国際法学の中で理解する努力は殆ど為されていないからである。⁽³⁸⁾ また、ルソーが残した著作は膨大であり、そこに含まれる国際法に関わり得る諸要素の全てが一九世紀から二〇世紀初めの先行研究のみで論じられ得たとは思われないのである。

それでは、ルソーを巡るこのような国際法学における研究状況は何故発生しているのであろうか。筆者は、田中忠がいう「負の国際法意識」によってもたらされているものと考えている。

「負の国際法意識」とは、「国家論、法理論を論ずるうえで重要な地位を占める思想家が、十分な方法的枠組のなかで論及され、位置づけられて」おらず、また、「これらの思想家において、国際法が明示的には」「一章な

いし一節を費して、あるいはたまたま部分的に論及している明示の『国際法論』に着目し、これを国際法史に組み入れる」というような形でしか論じられていないという状況を生み出す国際法学者の側の意識を指している。そして、この「負の国際法意識」を「国際法学者の側においていかに受け止めるべきかという点にこそ、真の問題は隠されて」おり、「換言すれば、従来の国際法史が右の思想家を取り上げなかったことの意味が検討されなければならない」⁽³⁹⁾ことが指摘されている。⁽⁴⁰⁾

斯かる意識とそれがもたらす学問状況は、まさにルソーの国家論及び法理論と国際法学の現状について妥当するものと考えられる。そこで、本稿ではこの「負の国際法意識」が提起する問題の一つとして、ルソーの理論に内在する国際法学との関連性の探求を試みることにしたい。

第二章 ルソーの国家構成理論と国家間関係

(一) ルソーの「国家」構成理論の特色

本稿の主題に即して最初に確認されなければならないと思われる事柄は、近代国際法学において原則的に唯一の法主体とされてきた「国家」に関してのルソーの概念である。以下では、彼の国家構成理論における（そして、次章以降の議論に関連すると思われる）国家の設立目的とその構成員、そして主権理論の特質についてのみ確認しておくこととする。⁽⁴¹⁾

(a) 国家の設立目的とその構成員

先ず、国家設立の目的を確認しておきたい。ルソーは、『社会契約論』において、「結合した各人の身体及び財産を、共同して全力で防衛・保護する結合 (association) の一形式を見出すこと」及び「それを通じて、各人が、

全ての人々と結合しつつ、且つ自分自身にしか服従せず、従来同様に自由であること⁽⁴²⁾を根本的課題として提示した上で、「社会契約 (le traité social) は契約当事者の保存を目的とする⁽⁴³⁾」としている。これが、社会（政治体・国家）の設立目的として彼が提示するものである。そして、この目的達成のための社会形成理論（国家構成理論）が、「社会契約論」である⁽⁴⁴⁾。

ルソーが構想する国家の構成員について重要と思われるのは、先に挙げた根本的課題からも理解されるように、彼が「国家」概念を構築する際に自由な個人のみをその構成要素としたことである。このことは、彼の国家構成理論において個人と国家の間に（封建的）中間団体は介在しないということの意味する。そこには、民族、宗族や氏族といった集団も介在しない。更に、「あらゆる社会の中で最も古く、また唯一自然なもの」とされている家族についてすらも「協約 (convention) によつてのみ維持されている⁽⁴⁵⁾」として、家族という単位よりもその構成員である個人を重視している⁽⁴⁶⁾。このように、ルソーは彼の理論における国家の構成員から個人以外の如何なるものも排除しているのである。

しかし、多数の個人が単に集合するだけで国家が設立されるわけではない。何故ならば、「群衆を服従させることと一つの社会を統治することの間には、常に大きな相違が存在する」からである。即ち、「散在する人々が順次一人の人間の奴隷とされようとも、その人数に拘らず、そこには「一人の主人と奴隷達のみ」が見られるのであって、「人民とその首長 (chef)」は決して見られない。それは、「集合 (agrégation) ではあろうが、結合 (association) ではない。」「そこには、公共財産も政治体も存在しない。この人間は「仮に世界の半分を奴隷化したとしても、依然として一人でしかない」のである⁽⁴⁸⁾。そして、この「集合」を「結合」(union) に転換するものが、「一般意志」(la volonté générale)⁽⁴⁹⁾に基づく「社会契約」(le pacte social) とどうことになるのである⁽⁵⁰⁾。

また、社会契約によりもたらされる「結合」によって形成される「公的人格 (la personne publique) は、かつては『都市国家』(Cité) の名で、そして現在は『共和国』(République) 又は『政治体』(le Corps politique) の名を帯びており、その構成員によって受動的には『国家』(État)、『能動的には『主権者』(Souverain)、『その類似のものと比較する場合には『国』(Puissance) と呼ばれる。』そして、その構成員は『集合的には『人民』(Peuple) の名を帯び、個別的には、主権的権威に参与する者として『公民』(citoyens)、『国家の法に従う者として『臣民』(sujets) と呼ばれる』とされる。⁽⁵¹⁾

このように、ルソーは国家を単なる個人の集合体ではなく、個人に依拠するものの別個の存在として捉えている。しかも、その存在は抽象的・理念的存在として構想されているものと考えられる。即ち、「国家又は都市国家とは倫理的人格 (une personne morale) でしかなく、その生命はその構成員の結合に存する」⁽⁵²⁾ のである。また同様に、「根本的に政治体とは、倫理的人格でしかなく、理性の産物でしかない」⁽⁵³⁾ のであり、それはまた一つの意思を有する「倫理的存在」(un être moral)⁽⁵⁴⁾ なのである。

ルソーの叙述の中には、国家を自然人(有機体)からの類推を通じて理解するかのような、これに矛盾する記述も存在する。⁽⁵⁵⁾ しかし、国家を抽象的・理念的存在とする構想はかなりの程度一貫しており、彼の真意はこの「倫理的存在」として国家を理解することにあると考えるべきであろう。⁽⁵⁶⁾ そして、この認識によって、有機体的理解を通じて既存の社会集団を自然発生的なものとして受容し、所与のものとして理性的考察の埒外に置くという態度が排除されることになる。そして何よりも、国家に抽象的人格(法人格)を付与することが可能とされるのである。⁽⁵⁷⁾

(b) ルソーの「主権」観念の特質⁽⁵⁸⁾

以上のようにして理論構成された国家は「主権」を有するとされる。ルソーは「社会契約が政治体に対して当

該政治体に属する全てのものに対する絶対的権力 (un pouvoir absolu) を与える」とし、「一般意志により統制されるその権力こそが、主権の名を帯びる」とする。⁽⁵⁵⁾ それでは、ルソーの主権理論の特色とはどのようなものなのであろうか。

ルソーは、主権の本質的性格として、その不可譲渡性と不可分性について触れている。主権の不可譲渡性に関しては、『社会契約論』において「一般意志の行使以外の何ものでもない主権は絶対不可譲 (inalienable) である」との立場から議論が展開されている。⁽⁶⁰⁾ また、主権の不可分性に関しては、「主権が譲渡され得ないのと同じ理由から、それは不可分 (indivisible) である」とされる。更に、「意志は一般的であるか、そうではないか」或いは「人民全体のそれであるか、一部分のそれであるか」であり、何れも後者の場合には「特殊意志か行政的行為でしかない」という理由からも、同様の結論が導き出されている。⁽⁶¹⁾ このようにしてルソーは主権の不可譲渡性・不可分性という特質を提示する。

ところで、近代的主権概念を理論的に定式化したと評価されてきた Bodin は、主権を「国家の絶対且つ永遠の権力」であるとした。⁽⁶²⁾ Bodin の理論における主権の「絶対性」が如何なる内実を有するのかについては、ここでは扱い得ない。⁽⁶³⁾ しかし、ルソーの上述の主権の定義との比較において一見して明らかなのは、Bodin の定義には「絶対性」に対する留保（乃至は制約要因）が付されていない点である。それに対して、ルソーの主権観念は「絶対的権力」ではあるが、「一般意志により統制される」ものであることが明示されている点が目を見くく。

この「一般意志による主権の制約」という考え方は、『社会契約論』に繰り返し登場する。即ち、「政治体または主権者は、自己の存在を「社会」契約の神聖さからのみ引き出す」のであるから、社会契約から「逸脱する如何なることにも自らを義務付けることは決してできない」⁽⁶⁴⁾ とされ、同様に、主権的行為は構成員間の約束に基づ

く行為であるから、「一般意志」から逸脱する（「特殊意志」に基づく）事柄は行い得ない旨も述べられている。⁽⁶⁵⁾更に、主権者は「共同体に対して不必要な如何なる苦役も臣民に課し得ない」し、「それを望むことすらできない」⁽⁶⁶⁾とも述べられている。また、「政府」に関する論述では、「行政官」(magistrats) または「国王」(rois) を「統治者」(gouvernements) とした上で、人民が首長 (chefs) に服従する行為は「契約」ではないとする考えが支持されている。それは「絶対に委任 (une commission) でしかない」からである。⁽⁶⁷⁾ また、この論理の帰結として、「委任を行った」人民が主権的団体 (Corps souverain) に正当に集合した瞬間に、「被委任者である」政府の全管轄権は終止し、行政権は停止される⁽⁶⁸⁾ ということになるのである。⁽⁶⁹⁾

このようにして、社会契約が主権者に優位し、主権者の活動は社会契約の範囲内に留まるのであり、その意味で主権の絶対性は否定されていることになるのである。そして、このことは社会契約論が有する「なによりも統治権力制約の理論」⁽⁷⁰⁾ という性格を物語っていると云えるであろう。⁽⁷¹⁾

さて、ルソーの「一般意志による主権の制約」という思考からは、幾つかの疑問が発生する。ここでは、次の三つの疑問について論ずることとする。第一に、制約要因としての「一般意志」が具体的に如何なるものかという疑問、第二に、主権に対する制約要因は「一般意志」に限られるのかという疑問、そして第三に、この制約が主権の対外的行為についても妥当するのかという疑問である。

第一の疑問は、「一般意志による主権の制約」とは、主権者は当初の「一般意志」にのみ拘束されるのか、それとも随時変化するであろう「民意」によって制約されることを意味するのであろうか、という素朴な疑問に発するものである。これに対する解答は、後に検討されるように⁽⁷²⁾、「一般意志」の具体的内容が明らかでないというルソーの国家構成理論の原理的問題にあるものと思われる。

第二の疑問は、ルソーの論理に内在する他の主権制約要因の存否を巡る疑問である。この点については、彼の

理論における国家とその構成員の間の基本的関係における「相互主義」(the principle of reciprocity)の重視という傾向を考慮すれば、それが主権の制約要因となることが考えられる⁽⁷⁴⁾。また、彼の国家構成理論においては主権的権威に対する自然法の優位が説かれているとする立場からすれば、自然法がその候補として挙げられることになろう。従って、彼の理論からは一般意志以外にも主権の制約要因が導出され得ることは確かである。そして、このことは、社会契約理論における「統治権力制約」という機能を強化する方向で作用することになるのである⁽⁷⁶⁾。

第三の主権の対外的行為に対する制約に関しては、ルソーの主権理論が専ら国家の対内的側面に向けられたものである点が問題となる⁽⁷⁷⁾。しかし、例えば、戦争に際して国家が国民を動員する行為は、対内的行為であると同時に、対外的行為としても理解される。そうであるとすれば、「一般意志による主権の制約」が主権者の対内的活動にのみ向けられたものと解することは適当ではないことになるのである⁽⁷⁸⁾。

本節の最後に、主権に含まれる具体的権能の中で、「立法権」が主権の中核と考えられている点を、ルソーの主権理論の特性として挙げておきたい。例えば、『財政論』における主権(Souveraineté)と政府(Gouvernement)を区別する議論の中で、主権は「立法権を有し、一定の場合、国家全体を義務付ける」のに対して、政府は「行政権のみを有し、個人だけを義務付ける」に過ぎないとされている⁽⁷⁹⁾。これと同様の議論は、『社会契約論』においても繰り返し登場している。これについては、既にBodinが主権の特性として立法権を最重要視する理論を提示しており、この理論をルソーは共有しているものと言えよう⁽⁸⁰⁾。

以上のような「国家」の理論構成に更に関連して着目すべきことは、「国家の規模」や国家の通商政策を巡るルソーの見解である。彼の「社会契約論」自体はそれにより設立される国家の規模や採用されるべき政策を問題とはしていない。しかし、創設された国家の在り方についてのルソーの考察には、彼の国家論の実践的意図が秘められており、しかもそれが近代国際法の成立基盤に関連するものと思われるため、それらの問題について次に

論ずることとする。

(二) 国家の規模を巡る問題と国際分業・相互依存の否定がもたらす矛盾

(a) 国家の規模

先ず、ルソーが適当と考える国家の規模について述べたい。ルソーの社会契約理論それ自体は、それによりもたらされる社会状態（国家）の規模を問題とするものではない。しかし、彼が小規模な国家を理想としていたことは、彼の著作中の随所に現れている⁽⁸²⁾。

例えば、国家の最良の体制（constitution）についてルソーは、人間の体格と同様「十分に統治され得るためには大き過ぎる、或いは自国のみで自らを維持し得るためには小さ過ぎるということがないよう、国家が有し得る広さの限界」があり、「全ての政治体には、超え得ない力の極大がある」としている⁽⁸³⁾。この記述を見る限り、ルソーは、次章で触れる「国家は常に増大し得る⁽⁸⁴⁾」との前提にも拘らず、自らが構想する国家が適度の大きさに収斂するとの見通しを有しているということが窺われる。

それでは、国家の適正な規模とはどの程度のものであるうか。先ず、『戦争状態』においてルソーは次のような論述を行っている。「国家としての一体感 (a sensible publique) は領域「の増大」に伴って増大するものはなく、「領域が拡大すれば、それだけ意思は弛緩し、動きは弱まる」のであって、「大国は、自己の重みが過剰となり、抑え込まれ、衰弱し、絶滅」する⁽⁸⁵⁾。即ち、領域的に巨大な国家は滅びる運命にある⁽⁸⁶⁾。また『財政論』では、一般的に考えられていたことに反して、ルソーは次のように主張している。「少なくとも、極めて明白なことは、征服を行う人民ほど搾取され惨めな存在はなく、彼等の成功は彼等の悲惨の始まりでしかなく、或る国家が大きくなればなるほど、それに応じて深刻且つ厄介なまでにその出費は増大するということを、歴史が

それを我々に教えないとしても、理性が十分に証明する」であろう。何故ならば、「当該国家を構成する」各州は政府の歳出全体に対する歳出をせねばならず、更に、各州は、あたかも各々が実際に独立しているが如く、自己の「州」政府の歳出も賄わねばならないから」である。その上、「一都市を豊かにするために、国全体をおおいに困窮化させる」のが通常であるとも彼は説いている。⁽⁸⁷⁾更に、『コルシカ憲法草案』においては、小独立国であるコルシカ島について小国ゆえの優位性がある旨が一貫して説かれている。彼は明らかに、小国の方が大国よりも活力に溢れ、好ましい存在であると判断しているのである。⁽⁸⁸⁾

但し、「大国」が存在するという現実から彼が目をもわけているわけではない。『ポーランド統治論』では、ポーランド政府の改革とは「言わば、大きな王国の国制に小さな共和国の堅実さと活力を与えること」と述べられており、現実と理想の間を架橋する道も探られているのである。⁽⁸⁹⁾

このように、ルソーは小国を理想としている。それは、彼の社会契約理論が個人の自由を最大限に確保する国家構成理論として構想されたことの帰結であると思われる。人間として、そして（次節で見るように）国家としての自由と独立のための農業の重視、更に、そこから生まれる真に防衛的な国民軍（民兵）制度、それによる戦争抑止、更に、戦争抑止がまた個人と国家の自由と独立に役立つというように、彼の小国重視という思想は実践的な目的にも適うものと考えられるのである。

以上の事柄を本稿における問題関心から捉え直すならば、ルソーの理論が、大国のさらなる巨大化を抑制すべき根拠を与え、小国の自由と独立を擁護することにより、主権的近代国家が多数並存するための理論的前提を与えるという点で、重要であることが理解される。換言するならば、ここには近代国際法の存在基盤が提供されているものと解し得るのである。

(b) 経済体制・政策・国際分業・相互依存の否定

或る国家の中で如何なる経済体制やそれに伴う政策を採用するかは、近代国際法理論に従えば、本来国内管轄事項であつて、本稿の主題とは結び付かない事柄のようにも思われよう。しかし、例えば、対外通商を重視する経済政策を採用すれば、相互主義を前提としつつ、通商相手国となる国家に対して通商を可能とする体制を求めざるを得なくなり、そしてそれが実現されれば、国家間の相互依存を促進する結果となるであろう。つまり、一国家の経済体制・政策を考察することは、当該国家の対外政策なり国際関係観なりを考察することに繋がるのである。そこで、本節では国家の経済体制・政策に関するルソーの見解について論ずることとする。

ルソーが構想する国家の最重要目標は、自由と独立の維持である。それに対して、国家の経済的豊かさは国家を脆弱にする。『コルシカ憲法草案』において、彼はそれを次のように説く。「金銭において豊かな国家は常に脆弱であり、人において豊かな国家は常に強力である。」⁽⁹¹⁾「人において豊か」であるためには、人口を増加させねばならない。「人を増加させるためには、その生存手段を増加させねばならぬ」⁽⁹²⁾、そのためには「農業」が重要となる。そして、それに止まらずルソーは、「国家の対外的独立を維持する唯一の方法は農業」⁽⁹³⁾であり、「通商は富を生み出すが、農業は自由を保証する」とまで断言するのである。⁽⁹⁴⁾

また、『ポーランド統治論』においても「経済に関する諸々の素晴らしい見解」の欠点は「繁栄よりも富に好ましい」ものであるとされ、⁽⁹⁵⁾それに呼応するが如く、『コルシカ憲法草案』では「比較優位論」に基づく通商の利益について「人間の誤用よりも、土地の誤用の方がましである」として、通商の利益は第二義的として⁽⁹⁶⁾いる。この通商の利益（金銭的価値）の軽視は、人間の精神的価値の重視に由来していると解される。即ち、「金銭とはせいぜい人間の付録 (supplement) でしかなく、付録は絶対に本体にはなれない」⁽⁹⁷⁾のである。ルソーにとつては、「金銭は戦争の神経」という広汎に流布した格言も真実ではないのである。⁽⁹⁸⁾

更に、ルソーは、通商と農業が対立的関係に立つものと理解している。そこには次のような論理が存在する。

即ち、「通商の如何なるシステムも農業にとつて破壊的であり」、「農産物の通商とて例外ではない」とする。そして、通商システムのもつて「農業が維持されるならば、その利益は商人と農民の間で平等に分配されねばならない」が、「それは不可能事」である。何故ならば、「自由な存在と強制される存在の間の交渉では、前者が常に後者を支配するから」である。⁽⁹⁸⁾

また、ルソーは、農業の重視を政治体制の選択とも関連付けている。即ち、「農業にとつて最も都合な統治体制 (administration) は、如何なる点においても権力が集中されず、人口分布の不均衡をもたらず、領域内に片寄りなく人口を散在させるような体制、即ち、民主政治である」としている。⁽¹⁰⁰⁾

これと同様に、農業の重視は、軍制にも影響を及ぼすことになる。なぜならば、「土地の耕作は人間の身体を忍耐強く且つ頑丈にし、それは良き兵士になるための条件」であつて、これとは反対に、都市住民からの募兵は戦争に適さないからである。⁽¹⁰¹⁾ またこれに関連して、「訓練された民兵 (militias) は最も確實で最良の軍隊」であり、「兵士の眞の教育は農夫であること」であるともルソーは考えている。⁽¹⁰²⁾

以上のことを踏まえて、ルソーが行う一般的提言は次の通りである。仮に、「欧州の他の人民に影響を及ぼすということのみを望むならば」、「芸術と学問、通商と産業を奨励し」、「職業軍人、要塞、アカデミーを擁し」、とりわけ「優れた金融制度を持つ」等々を実施するようルソーは勧める。それにより、「欧州の大国の中に数えられるようになるであろう」し、「運がよければ、かつての領土を回復し、恐らく新たな土地を征服できる」かもしれない。しかし、それは際限のないことであり、成功か失敗の極端な選択しか存在しない。それに対して、「自由で、賢明で、平和な国民 (nation) を生み出そうとするならば」、「全く別の方法を採用するべき」である。その方法とは「勇気ある無私の魂を生み出し」、「農業と生活に必要な技能に人民を専心させ」、「金銭を蔑む」等々である。これにより、「詩人達はあなた方を称賛せず、欧州において人々はあなた方に関して論ずることも

ないであろう」が、他国による介入を受けることもなく「あなた方は、真の豊かさ、正義、そして自由の内に生きるであろう」と彼は考えるのである。⁽¹⁰³⁾

更に、ジェノアにより通商の道を断たれていたコルシカ人に対して、ルソーは「現在は通商を行う時ではない」と説く。仮に、通商が行われているとすれば、「国制が安定するまで、そして国内で生産可能な全てのものが供給されるようになるまで、それを禁止すべき」であり、コルシカの利益は「農産物の輸出では決してなく、コルシカ島にそれらを消費する十分な人間が誕生することである」とも彼は述べるのである。⁽¹⁰⁴⁾ コルシカに豊富な森林資源についても、目先の通商の利益にとらわれて伐採・輸出することを愚とし（そこには、フランスやスイスの経験を基に、乱伐による森林破壊に対する警告も含まれている）、⁽¹⁰⁵⁾ 将来の建艦への備えとしても、森林管理を行うことが勧められている。

このようにルソーは、農業を重視すると同時に通商を軽視（或いは敵視）した。彼は「通商が人間同士の及び国家間の貪欲と競争を悪化させるだけであるとの確信」を抱き、その結果として「通商が平和を育成する」という「カントや他の一八・一九世紀の自由主義者にとつて抗うには余りにも魅力的であつた見解」⁽¹⁰⁶⁾ を拒絶する方向へと進んだのである。それは、国際的分業体制に基づく貿易により、国家間に存在する不平等は解消されるといふ啓蒙期以降の自由主義経済学者による主張とは、全く反対の結論と言える。⁽¹⁰⁷⁾

それでは、斯かる経済体制及び政策を志向するならば、どのような事態に至るのであるうか。少なくとも、国際通商による国家間の相互依存関係の進展とそのためのも又はその結果としての国家間関係における規範形成の促進という発想は生まれ難いこととなることは十分に予測できるのである。

以上のように考えた場合、国家の規模と経済体制・政策を巡るルソーの議論は、近代国際法の発展にとつて正負の何れにも作用することになる。一方では、各国家を小規模に保つことによつて多数の主権的国家が並存する

状況が維持され、斯かる状況において近代的主権国家間の関係を規律するという近代国際法が生成・発展することになる筈である。他方では、彼が説く国家の望ましい経済体制・政策は、国家間関係を緊密化するとは逆方向に作用し、従って、国家間関係を規律する規範の発展は抑制されてしまうのである。果たして、ルソーは国際法を如何なるものとみなし、その理論は如何なる意味を近代国際法に与えた（乃至は与え得た）のであろうか。

(一) 本稿で参照及び引用するルソーの著作は、C.E. Vaughan (ed.), *The Political Writings of Jean-Jacques Rousseau*, 2 vols (Cambridge, 1915) に収録されているものに拠っている。註における引用箇所を示すのはこのVaughan 版の巻・頁数である。各々の著作の註における表記（“PW”とのみ記してある箇所は、編者（Vaughan）自身の見解を指す。また、書誌データ中の年号は初版刊行年を示すが、未公開のものは執筆年を示している。）と表題の邦語略称は以下の通りである。尚、本稿におけるルソーの著作及び外国語参考文献からの引用は全て拙訳による（邦訳が存在するもので確認済のものについては訳者・邦題等を付記するが、引用は拙訳による。）また、拙訳中の「」内も筆者（明石）による。

- PW(CG) : Considérations sur le Gouvernement de Pologne (1772) 『ポーランド統治論』
 PW(CS, Le ver) : Du Contrat social, ou essai sur la forme de la république (c. 1761) 『草稿』
 PW(CS) : Du Contrat social, ou principes du droit politique (1762) 『社会契約論』
 PW(DO) : Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les hommes (1755) 『不平等起源論』
 PW(EG) : L'état de guerre (c. 1755-6) 『戦争状態』
 PW(Émile) : Émile, ou de l'éducation (1762) 『エミール』
 PW(EP) : De l'économie politique (1755) 『財政論』
 PW(EPP) : Extrait du projet de paix perpétuelle de monsieur l'Abbé de St-Pierre (1756) 『抜粹』
 PW(Frag) : Fragments 『断片』
 PW(JPP) : Jugement sur le projet de paix perpétuelle (1782) 『批判』

PW(PC): *Projet de Constitution pour la Corse* (1765) 『コルシカ憲法草案』

但し、ヴォーン版の対照用として、そして、同版には収録されていない記述部分や著作(『告白』、『学問芸術論』及び『孤独な散歩者の夢想』)の参照用として、『ブライヤード版(Bibliothèque de la Pléiade)の『ルソー全集』(Jean-Jacques Rousseau *Oeuvres complètes* (Édition Gallimard))を活用した。主として同版に依拠した引用・参照箇所については、各々の註で示すこととする。

また、著作の背景を含めてルソーの評伝は多数存在するが、本稿では主として次の文献を参照した。M. Cranston, *Jean-Jacques: The Early Life and Work of Jean-Jacques Rousseau 1712-1754* (Chicago, 1983); *Idem*, *The Noble Savage: Jean-Jacques Rousseau 1754-1762* (Chicago, 1991) (hereafter referred to as “*The Noble Savage*”).

尚、固有名詞の表記に際しては、日本において一般的に受容・確立されていると思われるものについてはそれに従ったカタカナ表記を用い、それ以外のものについては原語の綴字のままに表記する。

(2) See, e.g., A. Nussbaum, *Concise History of the Law of Nations* (revised ed., New York, 1954), pp. 144-146.

(3) ホッブズの近代国際法との関連性については、次の拙稿を見よ。K. Akashi, “Hobbes’s Relevance to the Modern Law of Nations”, *Journal of the History of International Law*, vol. 2 (2000), pp. 199-216.

(4) 更にまた、現代につながる国家を巡る諸概念が啓蒙期において理論化されたことを考慮すれば、その時代の代表的人物が展開した理論の国際法上の意義を探ることは、国家及び国家間関係を巡る現代的諸問題に対しても示唆するものがあると思われる。

(5) 国際関係論や国際政治の分野における多くの文献が、同様の見解に基づいて議論を展開している。若干の例として以下の文献を見よ。S. Hoffmann, “Rousseau on War and Peace”, in *idem*, *Janns and Minerva: Essays in the Theory and Practice of International Politics* (Boulder, 1987) (hereafter referred to as “Rousseau on War and Peace”), p. 25; D.P. Fidler, “Desparately Clinging to Grotian and Kantian Sheep: Rousseau’s Attempted Escape from the State of War”, in I. Clark and I. B. Neumann (eds.), *Classical Theories of International*

Relations (Oxford, 1996), pp. 120-121. (イアン・クラーク、アイヴァー・B・ノイマン (編) (押村高・飯島昇蔵 (訳者代表)) 『国際関係思想史』 (新評論) 二〇〇三年))

(6) PW(CS), II, p. 134.

(7) Goyard-Fabreによれば、ルソーは、ヴェニス滞在中の一七四三年から『政治制度』執筆の計画を有していたと云ふ。S. Goyard-Fabre, "Le pessimisme de Rousseau devant les projets pacificateurs du droit international"; in R. Pomeau *et al.* (éd.), *Jean-Jacques Rousseau, Politique et Nation* (Paris, 2001), p. 439. またルソーが『政治制度』の完成とそれによる名声の獲得について、大きな期待や希望を有していたことは、『告白』の二節によく表されてゐる。J.-J. Rousseau, *Confessions*, Jean-Jacques Rousseau Oeuvres complètes (I) (Bibliothèque de la Pléiade (Édition Gallimard, 1959)), pp. 404-405. 更には、『エミール』においてサン＝ピエール師やクロティウスに言及してゐる箇所 (PW (Émile), II, p. 158.) (Jean-Jacques Rousseau Oeuvres complètes (IV) ((Bibliothèque de la Pléiade (Édition Gallimard, 1969)), pp. 848-849.)) も見よ。

(8) この点についてはホッブズにおいても同様である。ホッブズは自然状態における個人の存在から国家 (Leviathan) の構成原理まで論理構築したが、そこから更に国家を構成単位とする社会の構成については議論を進めることはなかった。この点については、次の文献を見よ。Hoffmann, "Rousseau on War and Peace", p. 29.

(9) Vaughanによれば、ルソーは『社会契約論』第四部第九章 (結論) に挙げられた諸問題を、「社会契約論」も含めて、『政治制度』で論じる予定であったが、この計画を一七五九年迄に断念し、その草稿の一部を『社会契約論』として纏め、公刊したとされている。PW, I, pp. 283-284. この点に関しては、後註(37) も見よ。また、『政治制度』から『社会契約論』に至る構想の変遷については、浅野清『ルソーの社会経済思想』(思潮社、一九九五年) 一五一頁以下を見よ。

(10) 本稿執筆に際しての筆者の別の意図は、「啓蒙思想家」として総称される政治・社会思想家が展開した論理が近代国際法理論にどのような影響を及ぼしているのかについて考察するための、前提的作業を行うことにある。(この意図からすれば、啓蒙期の他の学者により提示された「国際法的」理論 (特に、ヴァattel (Emer de Vattel) の理論) とルソーの理論との関係や、ルソーの理論を支える思想についての評価 (特に、現代の国際関係理論において

も問題となる、ルソーの理論に現実主義 (realism) と理想主義 (idealism) の何れを見るのか(等々)についての考察も重要であろう。しかし、これらの問題は、本稿の構成上殆ど扱うことはできない。(このような意図を抱く背景には、次のような筆者の考えがある。)

近代以降の国際法学の歴史は、その対象領域の拡大への取り組みと共に、理論的体系化と精緻化が国際法学の重大な使命であったことを示している。しかし、その過程において国際法学は、(とりわけ精緻化のために)「法的」なる概念に留まるようになり、その対象領域が内包する「政治的」要素を排除するようになった。その一つの帰結として、国際社会に生起する最重要と思われる諸問題に対して、国際法学は一定の説明乃至解答を与え得るものの、実際にはそれは自己完結的なものであって、現実社会との本質的な連関を喪失し、現実社会に対して殆ど意味を有しないという状況(更には、国際法の機能不全或いは国際法学自体の現実的破綻という状況)に陥ることとなってしまった。Carty の言葉を借りるならば、国際法学の「瑣末化と周辺化」(trivialization and marginalization: See, A. Carty, "Sovereignty in International Law: A Concept of Eternal Return"; in L. Brace and J. Hoffman (eds.) *Reclaiming Sovereignty* (London and Washington, 1997), p. 102.) である。

斯かる状況を前にして、国際法学者が為し得ることの一つは、自らの「専門分野」を歴史的に問い直し、国際法学を支える諸々の基礎的な理論や理念を再構築することであろう。現代国際社会において多用される「主権」・「人権」・「民主主義」・「自由」等々の理念の多くは、(その究極的起源はともかくとして) 欧州啓蒙期において生成・発展した観念に由来する。そこで、この時代の著作に再度取り組み、それを理解し直すことは、現代国際社会における国際法学を再構成する基本的な作業の一つとなるものと思われるのである。(またそれは、近代主権国家の構成原理と近代国際法(更には、現代国際法)理論の整合性を検証する端緒となり得るであろう。)

- (11) 国際法史における重要文献公刊の背景を論ずるという研究方法も既に試みられている。一例として次の文献を見よ。C.G. Roelofsen, "Grotius and the International Politics of the Seventeenth Century"; in H. Bull, B. Kingsbury and A. Roberts (eds.), *Hugo Grotius and International Relations* (Oxford, 1990), pp. 95-131.
- (12) H. Wheaton, *History of the Law of Nations in Europe and America* (New York, 1845), pp. 264-268.
- (13) W.H. Hall, *International Law* (Oxford, 1880), pp. 54-61, esp. p. 56, n. 2.

- (11) J. Lorimer, *The Institutes of the Law of Nations* (2 vols), vol. II (Edinburgh and London, 1884), pp. 222-225. Lorimer もまた永久平和論との関係でルソーに言及している。更に、次の文献も見よ。R. Phillimore, *Commentaries upon International Law* (4 vols.) (3rd ed., London, 1885), vol. III, p. 163, n. 1.
- (15) 概説書ではなすが、(後に国際司法裁判所長官となる) Bassetrand か一九〇一年に提出したフランス革命と戦争法の関係を論ずる学位請求論文 (J. Bassetrand, *La révolution française et le droit de la guerre continentale* (Paris, 1901)) は、とりわけその序論部分でルソーの著作に言及している。
- (19) See, e.g., W. E. Hall, *A Treatise on International Law*, (2nd ed., Oxford, 1884), pp. 63-70, esp. p. 66, n. 2. 上の箇所の記述は別の編者の手に委ねられた後も一貫して存在する。例えば、第八版 (A.P. Higgins (ed.), (Oxford, 1924), pp. 84-91.) を見よ。
- (17) C.B. Kaltenborn von Stachau, *Kritik des Völkerrechts* (Leipzig, 1847).
- (18) J.L. Klüber, *Europäisches Völkerrecht* (Schaffhausen, 1851).
- (19) A.W.A.W. Heffter, *Das europäisches Völkerrecht der Gegenwart* (Berlin, 1888).
- (20) Kaltenborn・Klüber・Heffter の何れもが、ライプツィヒの研究者であることが偶然の一致によるものか否かは興味深いことであるが、本稿ではその事実を指摘することとする。
- (21) E. Nys, “Le droit des gens et les écrits de Jean-Jacques Rousseau”, *Revue de droit international et de législation comparée*, 2e série, tome 9 (1907) (hereafter referred to as “Le droit des gens”), pp. 77-96; *Idem*, *Études de droit international et de droit politique* (Bruxelles et Paris, 1896), pp. 332-333. See, further, *idem*, “A propos de la paix perpétuelle de l’Abbé de Saint-Pierre, Emeric Crucé et Ernest Landgrove de Hesse Rheinfels”, *Revue de droit international*, tome 9 (1907), pp. 77-89.
- (22) J. Westlake, *Chapters on the Principles of International Law* (Cambridge, 1884) (hereafter referred to as “Chapters”), pp. 258-261. 但し、Westlake の結論は、ルソーの論理に対して否定的である。後述第五章(三)を見よ。
- (23) J. Westlake, *International Law* (2 vols.) (2nd ed., Cambridge, 1910-13), vol. II (hereafter referred to as

- “*International Law*”), pp. 35-41.
- (24) J.-L. Windenberger. *La République confédérative des petits états: essai sur le système de politique étrangère de J.-J. Rousseau* (Paris, 1899) (reprint, Geneve et Paris, 1982).
- (25) G. Lassudrie-Duchêne, *Jean-Jacques Rousseau et le droit des gens* (thèse pour le doctorat) (Paris, 1906). 尚、この著作は、筆者が知り得た限り、ルソーと国際法との関連を「れまじ」の「る」最も幅広く且つ詳細に論じた研究であると評価される。
- (26) See, e.g., W. Kayser. *Rousseau, Kant, Herder über den ewigen Frieden* (Leipzig, 1916); G.L. Dickinson, “Introduction”; in J. J. Rousseau (E. M. Nuttall (trans.)), *A Project of Perpetual Peace* (London, 1927).
- (27) 但し、ルソー研究が盛んであった二〇世紀初頭、Pillet が編者となつて纏められた国際法理論史の基本文献には、ルソーは個別の論述対象とはなれなかつた。A. Pillet, (éd.), *Les fondateurs du droit international* (Paris, 1904).
- (28) See, G.G. Roosevelt, *Reading Rousseau in the Nuclear Age* (Philadelphia, 1990) (hereafter referred to as “*Reading Rousseau*”), pp. 7-9; *Idem*, “A Reconstruction of Rousseau’s Fragments on the State of War”, *History of Political Thought*, vol. 8 (1987) (hereafter referred to as “A Reconstruction”), p. 225, n. 2.
- (29) E. Reibstein, *Völkerrecht: Eine Geschichte seiner Ideen in Lehre und Praxis*, 1. Bd (München, 1957), S. 553-571.
- (30) Nussbaum, *op. cit.*, p. 139.
- (31) W.G. Grewe, *Epochen der Völkerrechtsgeschichte* (Baden-Baden, 1984), S. 228, 376, 425 und 628.
- (32) C.G. Roelofsen, “De periode 1450-1713” and “De periode 1713-1815”; in A.C.G.M. Eyfinger (red.), *Compendium volkenrechtsgeschiedenis* (2e druk, Deventer, 1991), pp. 108 et 125.
- (33) E. Reibstein, “Zeit des europäischen Völkerrechts (1648-1815)”; in H.-J. Schlochauer (Herausg.), *Wörterbuch des Völkerrechts*, 3. Bd (Berlin, 1962), S. 714.
- (34) S. Verosta, “History of the Law of Nations”; in *Encyclopedia of Public International Law*, vol. 7 (Amsterdam etc., 1984), p. 174.

- (35) A. Truyol y Serra, *Histoire du droit international public* (Paris, 1995), p. 94.
- (36) K.H. Ziegler, *Völkerrechtsgeschichte* (München, 1994).
- (37) また、そもそもルソーの理論の中に法学的要素を見出し得るか否かについて熟考されなければならないのかもしれない。Sir J. Macdonell and E. Manson (eds.), *Great Jurists of the World* (New York, 1968) は、ホッブズやモンテスキューの法理論について各々一章を当てて論じる一方で、ルソーについては格別に触られていない。しかし、後述するルソーの法理論を見れば明らかなように、「法に関するルソーの野心は大なるもの」(F. Rannet et J.-P. Joubert, *Rousseau et les relations internationals* (Montréal et Paris, 2000), p. 23.) であつたと判断せざるを得ないのである。
- (38) この点は、国際法学の方法論的問題をも含む。国際法学が、法実証主義的態度に自己規制し、孤立した学問領域として存在することに何らかの意義が見出されるとすることも可能ではあろう。しかし、国際関係論と国際法を有機的に関連させて両学問分野の深化を図ろうとする方法論の（再）提示とその多様な学問的応用が一九八〇年代末から進む現在にあつて、法実証主義的国際学がそのような方法論の意義を問うことは必要であろう。少なくとも、国際法が国家間関係（更には、国際社会）を規律する法規範であるとする理解に立つ限り、その規律対象に關するよりよい理解は常に求められるべきであり、その意味で国際関係論の学問的成果を国際法（学）自体の理解に役立てようとする努力は否定され得ない。国際法学の方法論を巡る近年の動向については、差し当たり、*American Journal of International Law*, vol. 93, no. 2 (1999) 及び『世界法年報』第22号（二〇〇三年）所収の諸論考を見よ。
- (39) 大沼保昭「序」同（編）『戦争と平和の法』（東信堂、一九八七年）五頁及び一四頁註（7）。（傍線部は原著においては傍点。）
- (40) ここに挙げられた「負の国際法意識」の論理は充分に展開されてはおらず、また管見によれば、この觀念について田中忠（そして大沼保昭）は前註の引用箇所ですべている事柄以上の記述を残していないように思われる。筆者なりの解釈として提示するならば（やや比喩的表現となつてしまふか）、それは恐らく、現在の国際法觀念という光を過去の事象や文献に照射することによつて影となつてしまふ部分を見ないこと、としてよいであろう。
- (41) 従つて、ルソーの国家・政治理論においてしばしば問題となる「社会契約」や「一般意志」等々について（また、

それらに関する膨大な先行研究について)は、本稿では詳細に論じ得ず、それらを扱う専門文献に委ねざるを得ない。

- (27) PW(CS), II, p. 32.
 - (28) PW(CS), II, p. 47. 尚、ルソーは「社会契約」を表現する用語として、「le contrat social」、「le traité social」、「le pacte social」を互換的に使用している。
 - (44) ルソーの『社会契約論』を紹介する著作は大量に存在するが、邦語文献としては差し当たり吉岡知哉『ジャン・ジャック・ルソー論』(東京大学出版会、一九八八年)(特に、一〇〇頁以下)を見よ。
 - (45) Cranstoun は、ルソーにおける(自然状態にある)自由人の「自由」の意味を次の三つに分けている。即ち、(i) 自由なる意志を有すること(形而上学的自由)、(ii) アナーキーな自由(あらゆる政治的支配からの自由)、(iii) 人格的自由(自然状態において何者も他者を奴隷扱ひする事とは相容らぬ)である。M. Cranstoun, *Philosophers and Pamphleteers: Political Theorists of the Enlightenment* (Oxford, 1986) (hereafter referred to as “*Philosophers*”), pp. 67-68. (モーリス・クランストン(富沢・山本訳)『啓蒙の政治哲学者たち』(昭和堂、一九八九年))
- 本稿との関連では、この自由概念が国際関係・国際法理論にどのように反映されるかが一つの論点となろう。
- (46) PW(CS), II, p. 24.
 - (47) 『財政論』では、国家と家族の比較が行われている。PW(EP), I, pp. 238-239.
 - (48) PW(CS), II, p. 31.
 - (49) ルソーの「一般意志」理論に関する先行研究は多いが、本稿執筆に際しては就中次の文献を参照した。M. Kriwitz, *Das Wesen des Gemeinschaftswillens bei Jean Jacques Rousseau* (Greifswald, 1925); P. J. Kain, “Rousseau, the General Will, and Individual Liberty”, *History of Philosophy Quarterly*, vol. 7 (1990), pp. 315 et seq. また、後述するルソーの「矛盾」との関連も含めて、次の文献も見よ。M. Yoshino, “Sur la théorie de la volonté générale, entre le droit et le fait”, in R. Pomeau et al. (ed.), *Jean-Jacques Rousseau, Politique et Nation* (Paris, 2001), pp. 233-247.

尚、このルソーの「一般意志」概念については、二つの留意点を付すべきであろう。即ち、歴史的に見れば、この概念はルソーのみによって創出されたものではないこと、そして、ルソーは「一般意志」について何らの本質的定義

をも与えていないということである。前者については、「一般意志」理論は、ルソーが完全に創案したのではなく、神学的伝統に発する長い前史が存在し、彼によって或る程度の完成を見たと考えるべきである。(この点については、次の文献を見よ。P. Riley: *The General Will Before Rousseau: The Transformation of the Divine into the Civic* (Princeton, NJ, 1986).) また、後者については、Morgenstern は「ルソーにより」「一般意志」自体の定義が与えられていないことから、それがどのように必要となり、またどのように構成されるか、といった観点から理解しようとする。See, M. Morgenstern, *Rousseau and the Politics of Ambiguity: Self, Culture, and Society* (University Park, Pa, 1996), pp. 157-164. (但し、この一般意志の無限定性という見解に対する反論として次の文献を見よ。Kain, *op. cit.*, pp. 315-322.)

(50) 社会契約におけるこのような「主人」と「奴隷」という関係の否定は、当該契約により各人の平等をもたらすという積極的な主張につながる。実際に『社会契約論』第一篇の最終節においてルソーは、「この基本契約は、自然的平等を破壊するのではなく、逆に、自然が人間の間にもたらし得た肉体的不平等を、道徳上及び法律上の平等に代替するもの」であり、「体力や精神において不平等であり得る人間が、協約を通じて権利について全く平等になる」としているのである。PW(CS), II, p. 39.

Cranston は「ルソーのいう『社会契約』をこのように解した場合、二種類の『社会契約』が存在することが理解されるという。一つは、人類の発展の初期段階に自然状態から社会状態への移行の際に人類史において一般的に生じたに違いないもの、他は、人間が共同に自由に生きるために生ずる必要のあるものである。Cranston, *Philosophers*, p. 63. 尚、これとは別に『社会契約論』に示されてきた契約の二重性については次の文献を見よ。R. Derathé, *Jean-Jacques Rousseau et la science politique de son temps* (Paris, 1970) (hereafter referred to as “*Rousseau et la science politique*”), p. 207 et seq. (R・ドゥラテ (西嶋法友 (訳)) 『ルソーとその時代の政治学』 (九州大学出版会、一九八六年))

(51) PW(CS), II, pp. 33-34. 尚、このルソーは「国家」や「政治体」等について区別しているが、実際の論述におおむね「これらの用語は互換的に使用されている。See, C. J. Carter, *Rousseau and the Problem of War* (New York and London, 1987), p. 72, n. 70.

- (2) PW(CS), II, p. 43.
- (3) PW(EG), I, p. 301.
- (4) PW(EP), I, p. 241.
- (5) 「政治体とは、人間に類似した、組織的生物体 (un corps organisé, vivant) 如きものとみなされ得る。」PW(EP), I, p. 241.
- (6) See, K. T. Waltz, *Man, the State and War: A Theoretical Analysis* (New York, 2001), pp. 173-174. (註) Waltz は、ルソーが国家について「そのありのままの姿であるべき姿を区別してゐたとする。」また「このようなルソーの国家観念は、ホッブズが国家を “civil person” とし、プーフェンドルフが “persona moralis” とした系譜上にあるとも主張される。」J. I. McAdam, “Rousseau and the Friends of Despotism”, *Ethics*, vol. 74 (1963), pp. 34-43. (この主張を紹介するものとして、佐藤正志「ホッブズとルソー」市川慎一(編著)『ジャン・ジャック・ルソー』(早稲田大学出版部、一九九三年)四四頁及び註三八を見よ。)
- (7) 以上の諸点の他にも、自然状態から社会状態への移行が社会契約によって突如としてもたらされるのか、或いはその移行期間は長期にわたるのかという点を巡るルソーの真意なども興味深い問題を提起する。この問題について、例えば、Vaughan は、ルソーの構想する「孤独と孤立」の状態(自然状態)から社会状態との間に、中間的状态はなごとの解釈を示してゐる。PW, I, pp. li-iii (Introduction). これに対して、Haymann は長期の移行過程があるとする。F. Haymann, “La loi naturelle dans la philosophie politique de J. -J. Rousseau”, *Annales de la société Jean-Jacques Rousseau*, tome 30 (1943-1945), pp. 71-72.
- (8) ルソーの主権理論の概観については、次の文献を参照せよ。M. Landmann, *Der Souveränitätsbegriff bei den französischen Theoretikern, von Jean Bodin bis auf Jean Jacques Rousseau* (Leipzig, 1896), pp. 121-136. 但し、Landmann は、本稿の論旨とは異なり、主権が制約されないという側面を強調してゐる。
- (9) PW(CS), II, p. 43.
- (6) PW(CS), II, pp. 39-40.
- (1) PW(CS), II, pp. 40-42.

- (62) “La souveraineté est la puissance absolue et perpétuelle d’une République”. J. Bodin, *Les six livres de la république* (1576), liv. I, ch. viii. 本稿執筆に際して参照した版は「一九六一年のリプリント (Scientia Aalen) 版所収の一五八三年 (Paris) 版」である。
- (63) 「主権の絶対性」とそれに対する「制約要因の存在」という一見矛盾する論理は、「絶対性」が一定の対象領域に対するものに限定されることにより存在し得ることになる。この点に関しては、「絶対主権」という表現が実際には国家の「対内的事項」に関する場合が殆どであることを想起すれば理解されるであろう。また、例えは、ホッブズの理論の如く、国家の対内的主権に対する制約要因が一見して何ら認められないような理論であっても、実際には何らかの制約要因が承認されている場合もある。Akashi, *op. cit.*, pp. 212-213.
- (64) PW(CS), II, p. 35.
- (65) PW(CS), II, pp. 45-46.
- (66) PW(CS), II, p. 44.
- (67) PW(CS), II, p. 65. この様なルソーの論理を追う場合、ルソーとホッブズの理論的相異が明らかになる。ホッブズの理論では、コモンウェルスの道徳的権威に対する被治者の同意によって主権者が国民を代表することになるが、その同意の形式は問われず、強制や征服であっても構わない。これに対して、ルソーの理論では、社会状態（国家）形成に際して、被治者となる者の積極的な賛意表明が必要となるのである。この点に関しては、次の文献を見よ。
- R. Tuck, *The Rights of War and Peace: Political Thought and the International Order from Grotius to Kant* (Oxford, 2001), pp. 201-202. また、両者の「社会契約論」及び「政治体」の観念については、次の文献を見よ。
- 4° M. Davy, “Le corps politique selon le Contrat Social de J.-J. Rousseau et ses antécédents chez Hobbes”; in *Études sur le Contrat Social de Jean-Jacques Rousseau* (Actes des journées d’étude tenues à Dijon les 3, 4, 5 et 6 Mai 1962) (Paris, 1964), pp. 65-93.
- (68) PW(CS), II, p. 94.
- (69) このような人民の集合に関する論理を実践しようとするならば、小規模な都市国家においてのみその実現は可能であろう。この点から、Matern は、ルソーの論理は現実存在する国家に妥当することを目的としたものではない。

く、Bodin が展開した君主の絶対主権という観念に対する反発であると捉えている。(Matern, *op. cit.*, pp. 18-19.) しかしながら、ルソーは、次節でも触れるように一貫して小規模国家を理想としており、また『コルシカ憲法草案』に見られるようにそれを実践に移す構想をも有していたのであって、現実的妥当性を完全に放棄していたのではないと解すべきであろう。

(70) H.J. Laski, *The Foundations of Sovereignty and Other Essays* (New York, 1921), p. 22.

(71) 尚、ここではルソーが制度としての「国民主権」を明示的に説いているのではないことが理解されよう。即ち、自由なる諸個人(国民)が社会契約を通じて主権を創設するという点では「国民主権」思想と解されるが、「国民が主権者である」点は明示されていないのである。

(72) 後述第六章(二)を見よ。

(73) 例えば、市民が国家に返還し得るものは、国家から受け取るものでしかないという考え方が相互主義の表れと解される See, PW(CS), II, p. 44.

(74) ルソーの国家構成理論における「相互主義」に関しては、次の文献を見よ。F.M. Barnard, *Self-Direction and Political Legitimacy: Rousseau and Herder* (Oxford, 1988), pp. 62-65.

(75) Derathé は、ルソーが主権の権威に対する自然法の優位を説くとしている。そして、では何が自然法との合致を判断するのかという点については、「一般意志」と「良心」(la conscience)であるとす。Derathé, *Rousseau et la science politique*, pp. 343-344.

(76) このような主権の制約につながると解されるルソーの論理は、彼の時代に生じつつあった無制限の絶対的権力としての主権という観念(そして現実)にそれが存在し始めた状況)を承認しつつも、個人の完全な自由を第一とする彼の基本思想との調和を図るものであると考えられる。(See, A. Cobban, "New Light on the Political Thought of Rousseau", *Political Science Quarterly*, vol. 66 (1951), pp. 280-281.) しかし、その制約の態様が不明確であることが、「全体主義的民主主義」(Totalitarian Democracy)の唱導者としてルソーを理解する者が現われた要因である。この問題については後註(318)を見よ。

(77) 主権が有する対内的側面と対外的側面(独立)を区別する議論(一例として、次の文献を見よ。H. Kelsen,

Das Problem der Souveränität und die Theorie des Völkerrechts: Beitrag zu einer reinen Rechtslehre (2. Aufl., Tübingen, 1928), S. 37-40.) は、ルソーと同時代のヴァattelに示された¹⁸ E. de Vattel, *Le droit des gens, ou principes de la loi naturelle appliqués à la conduite et aux affaires des nations et des souverains* (1758) (Reprint in "the Classics of International Law" (Washington, D.C., 1916)). (Bodin の「内的主権」とヴァattelの「対外的主権」を対比した最近の論考として次の文献を挙げよう。S. Beaulac, *The Power of Language in the Making of International Law* (Leiden and Boston, 2004).) しかしながら、ルソーはこの点に言及していないように思われる。このことも、ルソーの著作が国際関係や国際法とも関連し得るにも関わらず、その様な側面が看過されてきた理由の一つであろう。

- (78) これについては、国民の自己犠牲の問題との関連で論じられ得る。See, Barnard, *op. cit.*, pp. 62-63.
- (79) PW(EP), I, p. 241.
- (80) Bodin, *op. cit.*, Liv. I, Ch. 8. ボタンの主権理論における立法権の優越については、次の文献を見よ。H. Quaritsch, *Staat und Souveränität*, Band I (Die Grundlagen) (Frankfurt a.M., 1970), S. 255-266.
- (81) 尚、この立法者を巡る問題については、後述第三章(一)及び註(15)を見よ。
- (82) この問題については、前註(69)も見よ。
- (83) PW(CS), II, p. 56.
- (84) PW(EG), I, p. 297.
- (85) PW(EG), I, p. 299.
- (86) ここでは、国家としての一体感が言及されているが、ルソーが望ましい国家にとって必要な基盤として「愛国心」(patriotisme)を重視したことは多くの論者が指摘している。See, e.g., Waltz, *op. cit.*, p. 174.
- (87) PW(EP), I, p. 264.
- (88) この「好ましい」という判断は、一国それ自身の独立、国民の自由の確保、更に(当該国の軍制と関連する侵略戦争の防止という点で)国際的平和維持にとって、好都合であるという意味である。
- (89) PW(CG), II, p. 442.

- (90) そうで勧められている国制は、連邦制国家である。PW(CG), II, p. 443.
- (91) PW(PC), II, p. 310.
- (92) PW(PC), II, p. 310.
- (93) PW(PC), II, p. 311.
- (94) PW(PC), II, p. 311.
- (95) PW(CG), II, p. 476.
- (96) PW(PC), II, p. 331.
- (97) PW(CG), II, p. 477.
- (98) PW(CG), II, p. 477. このような金銭的価値の軽視という態度は、ルソーの生涯を通じて不変である。未完に終わった『孤独な散歩者の夢想』では、「オランダ人の如く「人間としてのもっとも単純な義務をさえ取引する国民はまさに軽蔑すべき人民であるにちがいない」としている。J. -J. Rousseau, *Les rêveries du promeneur solitaire*, Jean-Jacques Rousseau Oeuvres complètes (I) (Bibliothèque de la Pléiade (Édition Gallimard, 1959)), p. 1097.
- (99) PW(PC), II, p. 327.
- (100) PW(PC), II, p. 312.
- (101) PW(PC), II, p. 311. 都市及び都市住民がルソーの構想する国家においてどれほど役に立たないかについては、他の箇所でも語られている。PW(PC), II, pp. 316-317.
- (102) PW(PC), II, p. 311. 常備軍制度を採用しないという考えは『財政論』でも採られている。PW(EP), I, p. 264. また、軍制における国民兵の重視、その運用方法等が最も体系的に論じられているのは、『ポーランド統治論』第二章 (PW(CG), II, pp. 485-492.) である。彼の発想は、軍の役割を真に防衛的なものに限定しようというものである。備兵はおろか常備軍についてすら、費用対効果の観点から、そしてそもそも常備軍が真に国民を守るのかという疑問からも、否定的な評価が下されている。人間は自らのものを守るために最もよく戦う、とルソーは考えるのである。

- (98) PW(CG), II, pp. 475-476. 農業と有用な技術の振興の優先については、別の箇所 (PW(PC), II, pp. 333-334; PW(CG), II, p. 481.) でも言及されている。
- (99) PW(PC), II, pp. 313-314. コルシカに於いて通商が有害であるとの主張は、『コルシカ憲法草案』中ではしばしば登場する。例えば、PW(PC), II, p. 328を見よ。
- (100) PW(PC), II, pp. 333-334.
- (101) S. Hoffmann and D.P. Fidler (eds.), *Rousseau on International Relations* (Oxford, 1991), p. liii.
- (102) 例えば、アダム・スミス (Colletti によれば、スミスは『不平等起源論』を知っていたと見做す。) とルソーが分業 (国際的なものも含めて) に関して正反対の結論に至る点である。See, I. Colletti, "Rousseau as Critic of 'Civil Society'", in *idem*, *From Rousseau to Lenin: Studies in Ideology and Society* (New York, 1972), pp. 155-163. Roosevelt にみれば、「国際主義者及び自由主義的平和主義者の伝統とは異なり、ルソーは国家間関係において自然の乃至自動的改善をもたらす『見えざる手』を決して見るとはなかった」のである。Roosevelt, *Reading Rousseau*, p. 99.